

社審発 [redacted] 号
平成31年4月12日

再審査請求代理人
[redacted] 様

社会保険審査会委員長



社会保険審査会の審理について (通知)

当審査会に (再) 審査請求された事件について、社会保険審査官及び社会保険審査会法第36条の規定により、その審理の期日及び場所を、下記のとおり定めましたので通知します。

なお、同封しました審理資料は、審理のために作成されたものですので、それ以外の目的のためには決して使用しないようにしてください。

記

事 件 番 号 : 平成30年 (厚) 第 [redacted] 号
再 審 査 請 求 人 : [redacted]
日 時 : 平成31年5月30日 (木) [redacted] から
場 所 : 中央合同庁舎 [redacted]
厚生労働省 [redacted]
東京都千代田区霞が関 [redacted]
電話 : [redacted]
内線 [redacted]